規制の事前評価書(簡素化 A)

法 令 案 の 名 称: 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

規制の名称:一部の特定機械等の製造許可の一部及び製造時等検査の民間移管

規制の区分:□新設□拡充■緩和■廃止

担 当 部 局:厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

評価実施時期:令和7年2月

★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げるi又はiiのいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。 また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

・ 従前都道府県労働局長等が行ってきた特定機械等の製造許可の一部(設計審査)及び製造時等検査について、 民間機関に移管するものであり、規制の緩和・廃止に該当するため。

表:規制の事前評価書(簡素化)の適用要件

NO	С	該当要件
i		規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii		規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2―①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 労働安全衛生法では、特定機械等を製造しようとする者は都道府県労働局長による製造許可を、特定機械 等のうち移動式クレーン及びゴンドラを製造・輸入した者又は廃止したものを再度使用する者は、都道府県 労働局長による製造時等検査を受けなければならないこととされている。
- ・ これらの審査や検査を民間移管することにより、更なる行政の効率化や民間活力の活用を図る。

<規制を緩和·廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 製造許可のうち特定機械等の構造に係る基準への適合審査(設計審査)や製造時等検査については、専門 高度な知識・経験が求められるほか、新技術の誕生に伴い審査・検査の高度化・専門化が求められている。
- ・ こういった背景から、EU諸国をはじめとした諸外国では、専門性をもつ民間の検査・検定機関の活用が 進んでおり、機械等の技術的要件を確認する審査・検査主体を民間機関が担っている。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 特定機械等の設計審査に十分な技術的知見を有する民間機関を活用して効率化を図るべく、あらかじめ、 登録機関が設計審査をし、その結果を製造許可申請の際に添付させることとする。
- 製造時等検査が必要な特定機械等すべてについて製造時等検査を登録機関が実施できることとする。

2 効果 (課題の解消・予防) の把握

【緩和・廃止】

・ 特定機械等の審査や検査において、高度な専門知識・経験を有する民間機関を活用することにより、審査・ 検査の効率化が図られる。あわせて、行政の効率化も図られる。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

・ 登録に際して費用が掛かることとなるが、民間機関の新たな登録は5件程度見込まれるところ、1件当たりの登録免許税は9万円であるため、全体の費用は45万円程度と想定され、その影響は限定的と考えられる。

<行政費用>

・ 民間機関の公正な検査の実施を担保するため、毎年、新たに5機関程度の監査を実施する。1機関当たり 職員2名、4時間程度を要するため、全体の費用は20万円程度と想定され、その影響は限定的と考えられる。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設·拡充、緩和·廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 製造時等検査を民間移管したボイラー及び第一種圧力容器において、民間移管以降、構造上の欠陥を直接 の原因とする事故は発生していないなど、適切に制度が運用されていることも踏まえ、特定機械等の設計審 査、移動式クレーン及びゴンドラの製造時等検査について民間移管を行う必要がある。
- ・ 公正な検査の実施を確保するため、検査にあたり検査方法の差異が生じないよう、検査の種類に応じ検査 方法の基準を定めること等により、民間の登録機関の適正な業務の実施を担保する必要がある。

<関連する会合の名称、開催日>

- 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の在り方に関する検討会(令和6年1月~3月)
- · 労働政策審議会安全衛生分科会第 166 回(令和 6 年 9 月 6 日)、第 171 回(令和 6 年 11 月 22 日)等

<関連する会合の議事録の公表>

- 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の在り方に関する検討会 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00026.html
- 労働政策審議会安全衛生分科会第 166 回

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126972.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

・見直し条項(法律施行後5年)を踏まえた事後評価の実施時期は、令和13年度であり、それまでに事後評価 を実施予定。